

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西和賀町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県西和賀町長

公表日

平成27年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	登記情報や現地調査による情報に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえ、地方税法の規定に基づき税額を決定し、納税義務者に対して賦課する。また、納税義務者からの申告に基づき、償却資産の評価額を決定したうえ、税額を決定し納税義務者に賦課する。 ①賦課に係る事務 ・課税資料の入手(償却資産申告書等) ・申告情報の入力 ・課税資料の名寄せ ・税額の通知 ②減免に関する事務 ④評価証明書等固定資産に関する証明書の発行
③システムの名称	住民情報システム(固定資産税、収納)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税課税台帳ファイル 2. 地方税収納簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条 別表第二(情報照会者)第27項 別表第二(情報提供者)第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,66,67,70,71,74,80,84,87, 91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長	課長 深澤 千里
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西和賀町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西和賀町 町民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

